

## 仙台市空家等対策計画（第3期）の策定について

### 1 趣旨・必要性

本市では、適切に管理が行われていない空家等の対策及び利活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条の規定に基づき「仙台市空家等対策計画」を定めています。

現行の「仙台市空家等対策計画（第2期）」は令和4年度から令和8年度までを計画期間としており、来年度で期間満了を迎えることから、「仙台市空家等対策計画（第3期）」の策定を行う必要があります。

### 2 計画期間

令和9年度～令和13年度（5年間）

### 3 計画内容

現状の分析・課題等を踏まえ、次期計画の内容では以下の「法に基づく事項」について取りまとめます。

#### ○ 法に基づく事項（法第7条第2項）

- ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空家等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

## 4 審議について

第2期計画の策定に際しては、仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置し、審議を行いました。(部会委員は推進会議委員と各関係団体からの推薦等による専門委員の合計10名で構成)

今回の第3期計画策定に当たりましても、前回と同様に推進会議委員及び専門委員から構成する部会を設置し、審議を行う予定です。

## 5 スケジュール（予定）

令和8年5月～令和9年3月

推進会議（部会含む）における審議  
(現計画まとめ、骨子案、中間案、最終案)

令和8年10月～令和8年11月

市民意見募集（パブリックコメント）

令和9年3月

仙台市空家等対策計画（第3期）策定